

# 令和6年度 歳末援護事業について

この事業は、共同募金の一環として行われる「歳末たすけあい募金運動」によって、市民の皆様から寄せられる募金から、在宅で援護を必要とする世帯に対して、援護金を配分し支援する事業です。

自己申請方式ですので配分を希望する世帯の方は、下記の内容を確認し申請をしてください。**以前に配分を受けた方も毎年度の申請が必要ですのでご注意ください。**

## 1 配分対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅で次の(1)と(2)の両方の要件を満たし、石岡市社会福祉協議会長が認めた世帯

### (1) 令和6年10月1日現在、石岡市に居住しており、次のいずれかに該当する世帯

ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯	満65歳以上
要保護世帯	生活保護は受けていないが、生活が特に困難である世帯
心身障がい児世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満18歳まで(注1)の児童を扶養している世帯
ひとり親世帯又は養育者世帯	ひとり親世帯や何らかの原因で両親を失った満18歳まで(注1)の児童を扶養している世帯
要介護認定世帯	満65歳以上で要介護5の認定を受けている高齢者のいる世帯

(注1) 満18歳までとは、満18歳到達後の最初の3月31日までの間にある方です。

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯又は世帯全員が施設入所あるいは入院等の理由で在宅ではない場合は、対象外となります。

### (2) 生計を一にする世帯全員の令和6年度市県民税が非課税である世帯(課税世帯は対象外)

## 2 提出書類

○令和6年度歳末援護金配分申請書兼同意書(様式第1号)

○世帯員全員分の「令和6年度市県民税非課税証明書」

※令和6年度から世帯全員の非課税証明書の添付が必要となりますが、18歳未満、高校3年生以下の税法上の扶養親族の非課税証明書は不要です。

※令和6年1月1日現在石岡市に住民登録されていない方は、令和6年1月1日に住んでいた市町村発行の令和6年度市県民税非課税証明書を提出してください。

## 3 申請受付期間

令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)(期日厳守)【土、日、祝日を除く8:30から17:15まで】

## 4 金額・方法

○援護金額は、今年度お寄せいただく歳末たすけあい募金額や配分世帯数等により石岡市共同募金委員会で決定しますので毎年同じ金額とは限りません。

○援護金額は、社会福祉協議会窓口での受領、民生委員児童委員からの受領、口座振込みから選ぶことができます。

※口座振込みを希望される場合は、申請書の指定口座欄に必要事項を記入し、通帳の写し(表紙の内側)を添付してください(振込み手数料は申請者負担となります)

## 5 その他

○配分の可否については、石岡市共同募金委員会において審査を行い、12月中旬に郵送でお知らせします。

## 6 提出・問い合わせ先

石岡市社会福祉協議会本所(ふれあいの里石岡ひまわりの館内)

〒315-0009 石岡市大砂 10527-6 ☎0299-22-2411

石岡市社会福祉協議会八郷支所(石岡市八郷総合支所 3F)

〒315-0195 石岡市柿岡 5680-1 ☎0299-36-4311

